会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１７２７号
令和５年１２月４日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

医療機能情報制度に関する厚生労働省からのメールについて

このことについて、別紙のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会管下会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本内容に関するご不明点は、県医療整備課担当者あて、お問合せください。

また、令和５年度の医療機能情報定期報告につきましては、改めてご依頼することを申し添えます。

【問合せ先】
担当：医療整備課　医務・医療安全相談担当　柳澤様
電話：０４８－８３０－３５４２
Email：a3530-01@pref.sairama.lg.jp

担　当：業務課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
5.12.-4
第885号

医　第　８１９　号
令和５年１１月２９日

一般社団法人 埼玉県医師会長　様

埼玉県保健医療部部長　表　久仁和
（公　印　省　略）

医療機能情報制度に関する厚生労働省からのメールについて

県保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法（昭和23年法律第205号）に定められた医療機能情報提供制度に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者は法令で定める事項を知事に報告することとされており、毎年１月に埼玉県医療機能情報提供システムに定期報告を行っていただいているところです。

この医療機能情報提供制度について、厚生労働省は令和５年４月２８日付け医政発 0428 第４号「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」で、「令和６年度より全国統一的な検索・情報提供システムの利用を開始する予定」としており、令和６年４月から県が運用する「埼玉県医療機能情報提供システム」は厚生労働省が運用する「医療情報ネット」に移管される予定です。

そこで、令和５年度定期報告（令和６年１月開始）から、国登録システム「Ｇ－ＭＩＳ」に登録いただくよう、御案内を予定しております。

この度、厚生労働省Ｇ－ＭＩＳ事務局からのメールが該当医療機関等に送信されておりますが、これは定期報告の際「Ｇ－ＭＩＳ」にアクセスするためのＩＤ・パスワードの設定をお願いするものです。

つきましては、医療情報ネットへの移管までの概要等について下記のとおりお知らせしますので、貴会会員に周知いただくとともに、問い合わせは下記担当を御案内いただくなど、円滑な実施に向け御協力くださるようお願いいたします。

記

１　システム移管の概要

現在	定期報告及び公表	埼玉県医療機能情報提供システム
令和６年１月以降	定期報告	医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）
令和６年４月以降	公表	医療情報ネット

２　移管までのスケジュール

令和５年

１０月２３日　Ｇ－ＭＩＳアカウント発行に係る事前連絡（別添）
※厚生労働省 G-MIS 事務局から送信

１１月　６日　Ｇ－ＭＩＳ利用準備完了に伴うパスワード登録の御依頼（別添）
※厚生労働省 G-MIS 事務局から送信

令和６年

１月～３月　医療機能情報定期報告（Ｇ－ＭＩＳ）
※これまでの入力情報は移管されています。

４月　医療情報ネット公表・埼玉県医療機能情報提供システム廃止

担当：医療整備課
医務・医療安全相談担当　柳澤
電話：048－830－3542
Email：a3530-01@pref.sairama.lg.jp

アカウント発行に関するメール

別添

（1）送信日：令和５年１０月２３日

No1-1：事前確認メール	
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡
本文	○○病院　ご担当者様 「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務についてお心当たりが無い場合や、 既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードをお持ちで本メールを受領されました場合、 また、お心当たりのない報告機関名及び住所が記載されている場合には、お手数ではございますが管轄の都道府県の「医療機能・薬局機能情報提供制度」の窓口へご連絡ください。 <これより本文> お世話になっております。厚生労働省G-MIS事務局です。 平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 令和5年度の医療機能・薬局機能情報提供制度に関する都道府県知事へのオンライン報告は医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）で行うようになります。 「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為のユーザ発行を行いますが、 以下、いずれかの申請でいただいたメールアドレスの存在確認のためにお送りしています。 ・令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。 （この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認していただいております） ・管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。 後日（11月6日(月)配信予定）、申告いただいたメールアドレス（本宛先）に 件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼」というメールが配信されますので、メール中の案内に従いパスワードの設定をお願いします。 G-MISのユーザ名（ログインID）発行に先立ち、管轄の都道府県から、または新規ユーザ登録申請画面から申請いただいた「報告機関名及び住所」が正しいかをご確認ください。 報告機関名：○○病院 住所：○○県○○市○○町ｘｘｘｘｘｘ なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なります。 定期報告の開始時期については管轄の都道府県から追ってご連絡をいたします。 また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記URLのページで説明しております。 ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。 <厚生労働省ホームページ> ■医療機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/teikyouseido/index.html ■薬局機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index.html

（2）送信日：令和５年１１月６日

No1-2：ようこそメール	
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISのご利用準備完了に伴うパスワード登録のご依頼
本文	○○病院　ご担当者様 先日、厚生労働省G-MIS事務局より、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡」というメールをお送りさせていただきましたが、 こちらは「医療機能・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為に、 G-MISに新規登録された貴機関のユーザに対してパスワード設定を行う為のメールです。 ※本システムのご案内の通知は、以下、何れかの申請に基づき発行されました。 ・令和5年4月～6月に貴機関の方からG-MIS新規ユーザ登録申請を実施いただいた。 （この場合、申請内容を管轄の都道府県で承認していただいております） ・管轄の都道府県から貴機関に対するG-MIS新規ユーザ登録の申請をいただいた。 「医療機能・薬局機能情報提供制度」の報告業務についてお心当たりが無い場合や、 既にG-MISのユーザ名（ログインID）・パスワードをお持ちで本メールを受領されました場合、 お手数ではございますが、以下のユーザ名（ログインID）でログインいただく前に管轄の都道府県の「医療機能・薬局機能情報提供制度」の窓口までへご連絡ください。 G-MISへようこそ! システムをご利用するには https://www.med-login.mhlw.go.jp/login?c=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx にアクセスし、パスワードを設定してください。 ユーザ名（ログインID）：XXXXXX 2回目以降のアクセスはこちらから https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/ よろしくお願いします。 なお、令和5年度のオンライン報告は開始時期が都道府県により異なります。 定期報告の開始時期については管轄の都道府県から追ってご連絡をいたします。 また、医療機能・薬局機能情報提供制度の概要については、厚生労働省の下記URLのページで説明しております。 ※このメールはお手元に保管してください。 ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。 <厚生労働省ホームページ> ■医療機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/teikyouseido/index.html ■薬局機能情報提供制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index.html